

税務署からのお知らせ

◆ 申告書は国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます

画面の案内に従って金額等を入力するだけで、計算誤りのない申告書を作成することができます。
確定申告期間中は、24時間利用でき、税務署へ行く手間がなくなります！



申告書を作成 → 申告書を提出・・・「e-Taxで送信」(マイナンバーカード方式、ID・パスワード方式) または 「印刷して郵送」

作成コーナー www.keisan.nta.go.jp

マイナンバーカードを使って送信 (マイナンバーカード方式) OR マイナンバーカード対応のスマホ

マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方は IDとパスワードで送信 (ID・パスワード方式)

IDとパスワードは・・・
税務署で事前に発行手続きが必要です。
発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上お近くの税務署にお越しください。

プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス(有料)を利用すれば、印刷できます。

スマホからもe-Taxで送信できます！

見やすい専用画面

給与所得の方(2ヶ所以上もOK) 年金収入や副業等の雑所得のある方などご利用いただける方の範囲が広がります。

スマートフォンからマイナンバーカードを利用してe-Taxで送信する場合は、「マイナンバーカード対応のスマートフォン」が必要です。

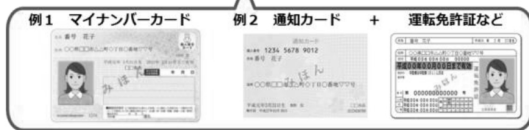
対応機種の一覧はコチラ



◆ 申告書等にはマイナンバーの記載が毎回必要です！

申告書などには

マイナンバーの記載 と 本人確認書類の提示又は写しの添付 が必要です。



- 申告書を郵送等で提出する場合は、本人確認書類として、「例1 マイナンバーカード」の裏表両面の写し又は「例2 通知カード+運転免許証など」の写しを添付してください。
- ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

◆ 医療費控除を受けるための手続きが変わりました！

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。(領収書の提出は不要となりました。)



- ※ 1 医療費の領収書は自宅に5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
 - ※ 2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- (注) 平成29年分から令和元年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

◆ 「ふるさと納税ワンストップ特例」を申請された方へ

確定申告をする場合は「ふるさと納税ワンストップ特例」を申請したふるさと納税分も必ず申告してください！！

医療費控除などで確定申告を行う方は、「ふるさと納税ワンストップ特例」の適用を受けることができません。確定申告の際に、ふるさと納税ワンストップ特例分も含めた全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要があります。